

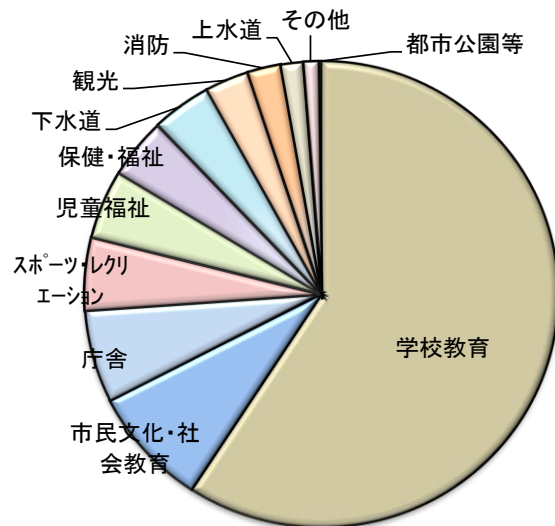
かすみがうら市公共施設等マネジメント計画(基本計画)のポイント

この計画は、市が保有する公共施設やインフラ施設のあり方について、これから30年先の将来を見通して、まちづくりや市民生活の視点から基本的な方針や方向性を取りまとめる計画で、総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当するものです。

第1章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設の状況

①施設分類別の公共施設(延床面積)の状況

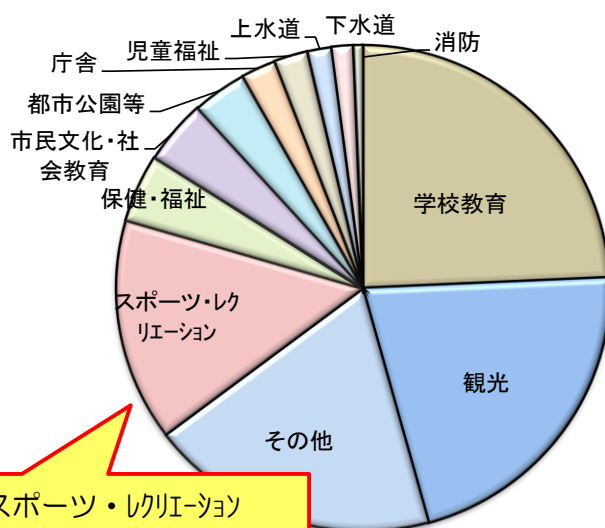


延床面積の約6割が、学校教育施設。

・学校教育	78,270㎡ (59.2%)
・市民文化・社会教育	11,010㎡ (8.3%)
・行政(庁舎)	8,448㎡ (6.4%)
・スポーツ・レクリエーション	6,586㎡ (5.0%)
・児童福祉	6,307㎡ (4.8%)
・保健・福祉	5,622㎡ (4.2%)
・下水道	5,369㎡ (4.1%)
・観光	4,041㎡ (3.0%)
・行政(消防)	3,056㎡ (2.3%)
・上水道	1,975㎡ (1.5%)
・その他	1,268㎡ (1.0%)
・都市公園等	217㎡ (0.2%)

合計 132,169㎡

②施設分類別の土地面積の状況(道路用地等を除く)

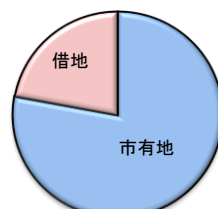


・学校教育	420,569㎡ (24.3%)
・観光	370,724㎡ (21.4%)
・その他	330,124㎡ (19.0%)
・スポーツ・レクリエーション	255,834㎡ (14.8%)
・保健・福祉	78,079㎡ (4.5%)
・市民文化・社会教育	75,208㎡ (4.3%)
・都市公園等	63,030㎡ (3.6%)
・行政(庁舎)	39,214㎡ (2.3%)
・児童福祉	38,105㎡ (2.2%)
・上水道	27,125㎡ (1.6%)
・下水道	24,846㎡ (1.4%)
・行政(消防)	10,836㎡ (0.6%)

合計 1,733,694㎡

スポーツ・レクリエーション施設の土地は約1.5割。

【参考】公共施設の土地の保有状況(市有地:借地の比率)



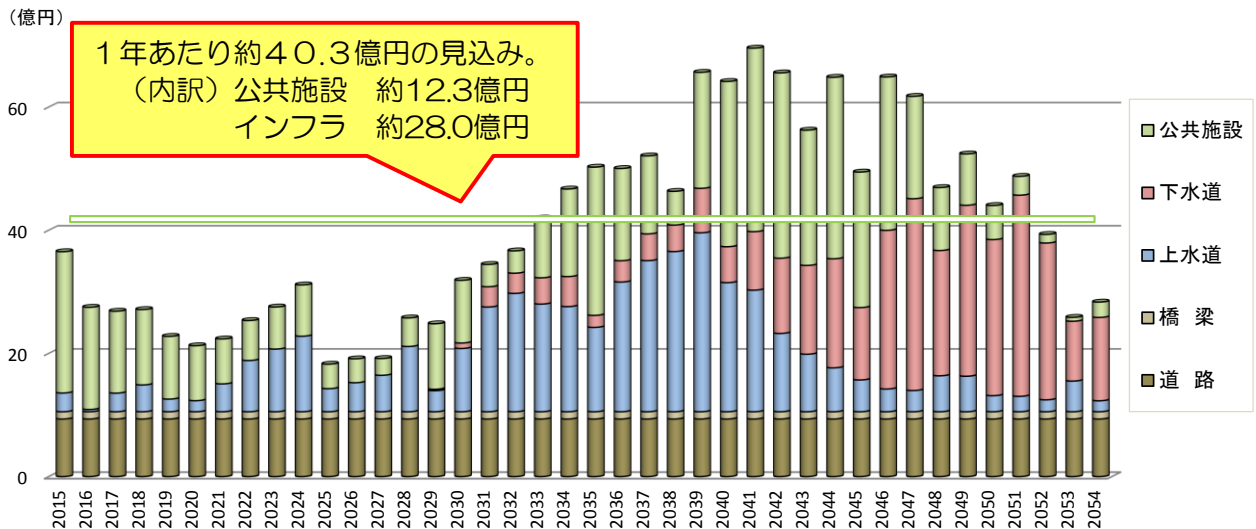
公共施設の土地のうち、約2割が借地。

・市有地	1,349,989㎡ (77.9%)
・借地	383,705㎡ (22.1%)

合計 1,733,694㎡

2 更新シミュレーション

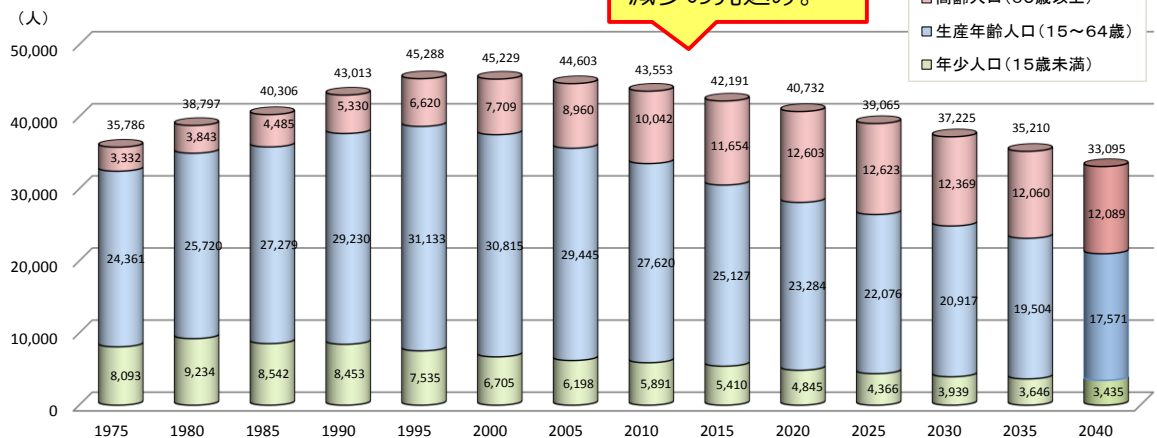
(市が現在保有する公共施設とインフラ施設のすべてを、定期的に更新すると仮定した場合の費用)



3 公共施設等の課題

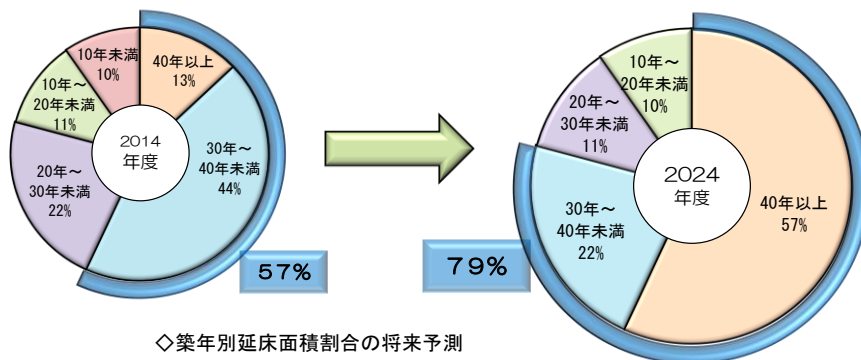
① 人口構造の変化による施設保有量への影響

今後25年間で、
約1万人
減少の見込み。



◇人口の推移と将来推計(出所:国立社会保障・人口問題研究所、国勢調査)

② 施設の老朽化の進行



10年後には、
約8割が
築30年以上に。

③ 施設の維持管理コスト

④ 総コストと使用料収入

⑤ 施設の利用状況

- ・光熱水費や借地料の割合の高さ。
- ・コストに対する使用料収入の低さ。
- ・稼働率の低さ、役割の変化。

第2章 公共施設等マネジメント計画

1 対象施設等

市が保有するすべての公共施設とこれに付随する土地、インフラ施設、普通財産、その他の公有財産等を対象とします。

○公共施設 147施設 建物368棟 土地1,733,694㎡

○インフラ 道路（実延長1,443,482m）、橋りょう（165本）

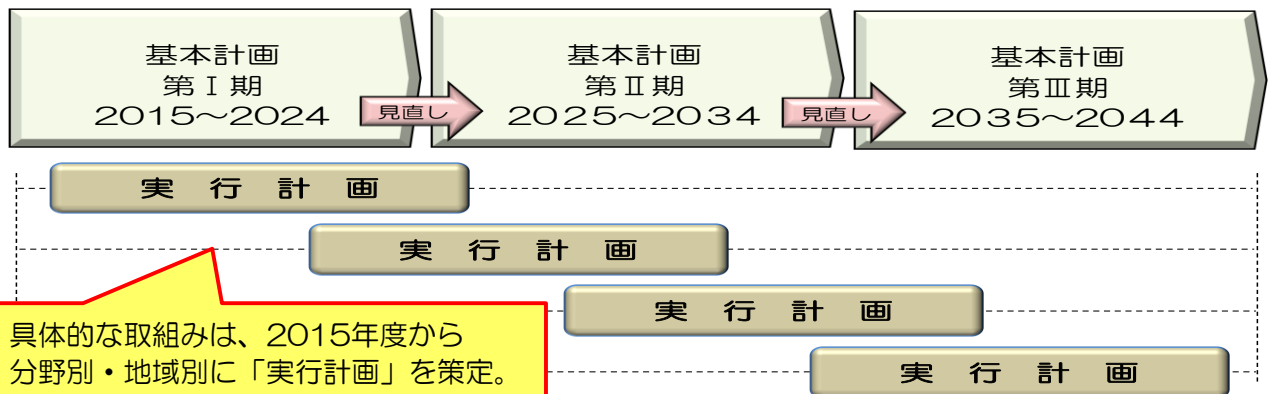
上水道（管路411,844m）、下水道（管路306,943m）

○普通財産、その他の公有財産等

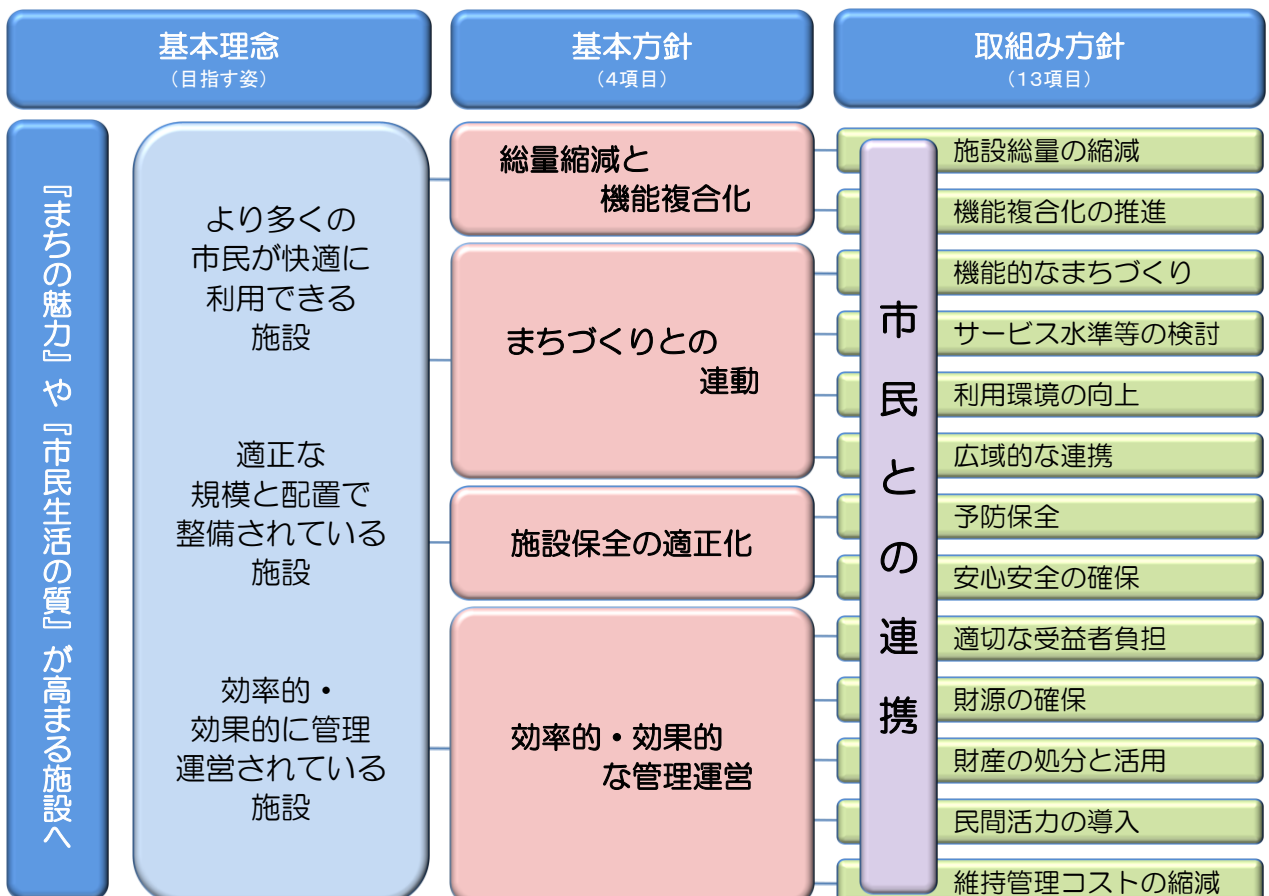
<数量は2013年度末現在>

2 計画期間

公共施設等マネジメント基本方針 2015～2044



3 計画の方針



第3章 施設分類別の現状と方向性

1 課題解決の方向性

——— << 今後の実行計画の柱となるもの >> ———

①公民館

- ・利用実態に合わせた適正配置（広域的な視点も考慮）
- ・コミュニティ施設への転換と複合化
- ・受益者負担の適正化による収入確保
- ・ニーズに対応したサービス提供による利用の促進

②スポーツ施設

- ・利用実態に合わせた適正配置（広域的な視点も考慮）
- ・受益者負担による収入確保
- ・ニーズに対応したサービス提供による利用の促進
- ・小中学校施設の効果的活用
- ・施設の統廃合

③小中学校

- ・適正規模化計画推進による施設環境及び教育環境の改善
- ・廃校後の施設及び土地の有効活用（売却、賃貸、用途変更）

④保育所

- ・施設の廃止及び民営化
- ・民営施設の設置推進
- ・認定こども園の推進

⑤保健センター

- ・多目的な利用による有効活用
- ・事業実態に合わせた施設配置

⑥児童館

- ・既存施設の転用、複合化
- ・民営施設の設置推進

⑦公園（都市公園等、農村公園）

- ・維持管理費の縮減
- ・利用実態に合わせた適正配置

⑧上水道

- ・年次的な更新計画による経費の平準化
- ・送配水施設の効率的な更新と再整備

⑨下水道

- ・施設の長寿命化と計画的更新
- ・処理施設の統廃合による更新経費の縮減

⑩道路・橋りょう

- ・都市基盤の計画的な維持管理
- ・定期的な点検・診断による現状把握
- ・効率的かつ効果的な修繕及び更新

第4章 基本計画の実現に向けて

1 計画のロードマップ

ステップ1 （2015年）

基本計画の周知・地域懇談会等の開催

広報誌、市HP等により、計画の内容を市民の皆様にも周知を図ります。

また、一定の地域ごとに懇談会を開催し、直接の意見を聞く機会を設け、実行計画の策定に反映することとします。

既存の施設関連計画等の総合調整

各施設における既存の計画等について、当該計画との調整を行い方向性の統一を図り、実行計画の円滑な推進を目指します。

ステップ2 （2015年～2016年）

実行計画の策定

基本計画で整理された施設分類別の課題や方向性、市民ニーズ等を包括的に整理し、計画を策定します。施設分類の枠を超えた横断的なものとし、地域別の特性も勘案し市全体のバランスを考慮します。

ステップ3 （2016年～）

実行計画の取組み推進

策定された実行計画について、取組みを進め、公共施設等マネジメントを推進します。

ステップ4 （2024年）

基本計画の見直し

2025年からの10年間（第2期）に向けて、基本計画の見直しを行います。

第1期の進捗状況や、市の財政状況、経済情勢、公共施設の現状等を総合的に分析し、計画を見直すこととします。

市総合計画（2007～2016）

市総合計画（2017～）